

# 龍ヶ崎市立馴馬台小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

### (2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

## 3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

### (1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要

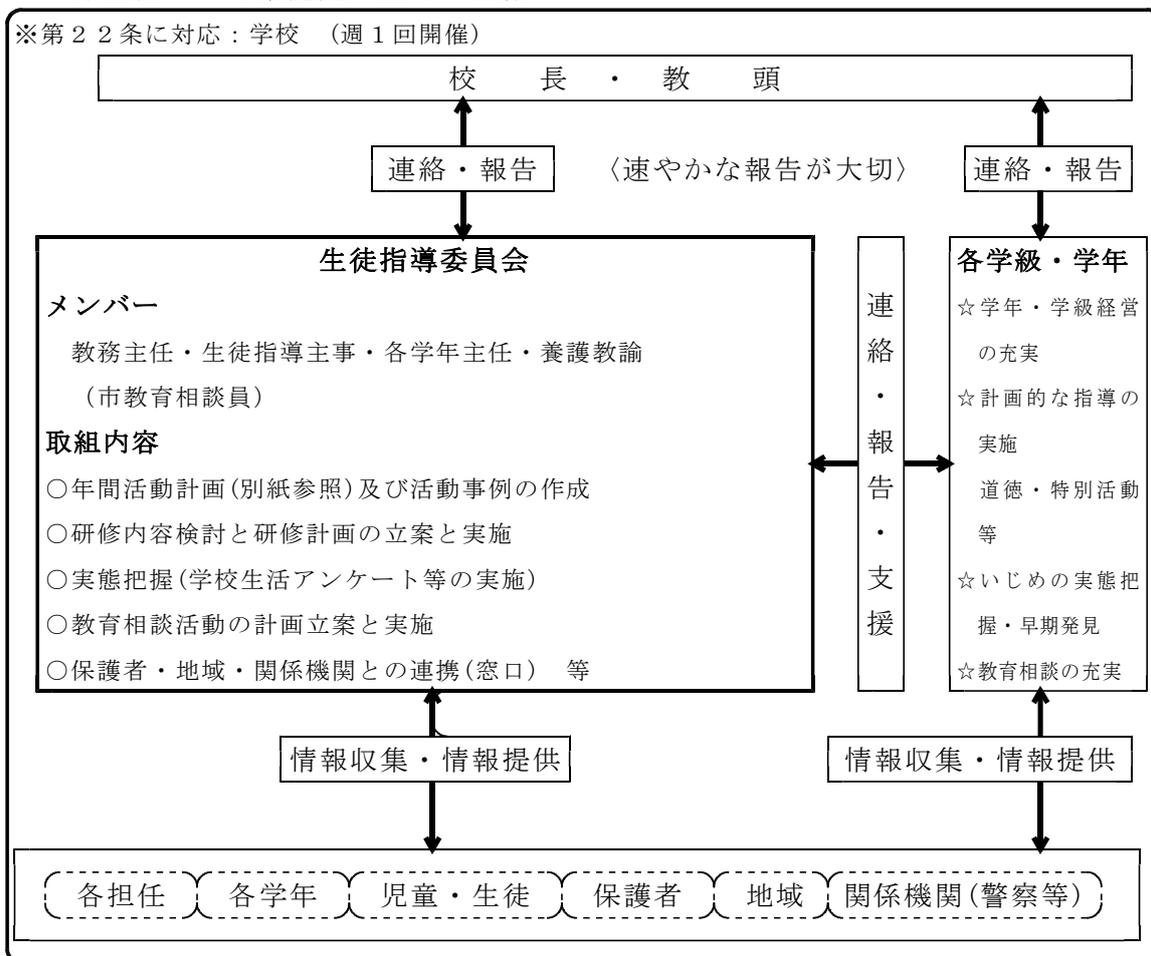
であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆未然防止の学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

未然防止・早期発見のための組織



②児童のよさを伸ばす教師のかかわり 等

③学年・学級経営の充実 等

④授業における生徒指導 等

⑤特別活動や学校行事の充実 等

委員会や行事の実行委員を中心として、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考える。また、児童自身でいじめについて考え、行動できる行事を企画・運営する。

⑥道徳や体験的活動等の充実 等

⑦開発的予防的な生徒指導の取組 等 → 別紙参照（年間計画）

## (2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

### ◆早期発見のための学校としての取組

- ①教師と生徒の普段のかかわり
- ②組織での検討
- ③学校生活（いじめ）アンケートの実施
- ④教育相談の充実
- ⑤たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発
- ⑥いじめの相談・通報窓口について
- ⑦家庭及び地域との連携
- ⑧関係諸機関との連携
- ⑨いじめ問題に対する研修の充実
- ⑩インターネットを通して行われるいじめに対する対策 等

所轄警察及び市教育センター、こども課と児童生徒たちの情報連携を図るために定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。

## (3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

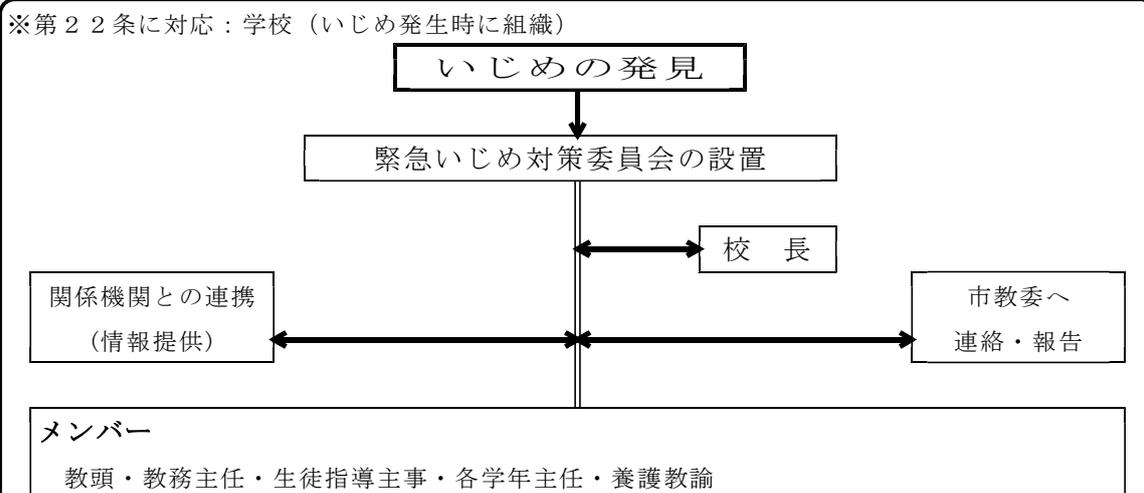
いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

### ◆早期対応のための学校としての取組

- ①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

#### ◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



いじめた、られた児童生徒の学年主任、担任、市教育相談員

### 取組内容

☆事実確認調査・情報収集・情報提供・対応の検討

・「誰がどう動くのか」の決定・確認→調査班・対応班 等

①発見→②情報収集→③事実確認→④方針決定→⑤対応→⑥解消経過観察

・全職員に周知し、共通理解の共通実践実施

・保護者との連携(情報連携と行動連携)

・関係機関との連携(情報連携と行動連携)

報告・連絡・相談・確認

各担任 各学年 児童・生徒 保護者 地域 関係機関(警察等)

### ②いじめへの対応

ア いじめの事実確認

イ いじめをうけた児童及びその保護者に対する支援

ウ いじめを行っていた児童に対する指導及びその保護者に対する助言

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは警察との連携

オ 懲戒、出席停止制度の適切な運用

### ③重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条にもとづいて）

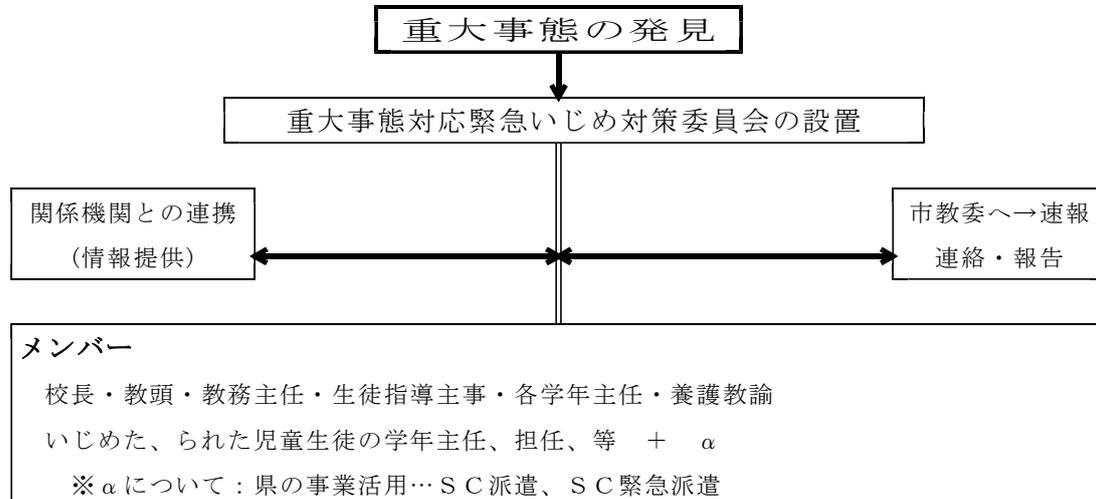
いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

### ◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」

※第28条②に対応：学校（重大事態発生時に組織）



いじめ体罰解消サポーター、スクールサポーター 等  
市の事業活用…学校派遣相談員、市教育相談員 等

### 取組内容

☆市教委の指示を仰ぎながら、事実確認調査・情報収集・情報提供・対応の検討

\*情報の収集 \*情報の一本化・窓口の一本化→報道等への対応

・「誰がどう動くのか」の決定・確認→調査班・対応班 等

①発見→②情報収集→③事実確認→④方針決定→⑤対応→⑥事後観察・支援の継続

・全職員に周知し、共通理解の共通実践実施

・保護者との連携(理解をいただいた上での情報連携と行動連携)

・関係機関との連携(情報連携と行動連携)

報告・連絡・相談・確認

各担任 各学年 児童・生徒 保護者 地域 関係機関(警察等)

※重大事態が発覚した時点で、「重大事態緊急いじめ対策委員会」を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させることに取り組む。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

## 4 その他の重要事項

### (1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について

・いじめの早期発見・対応に関する取組について